大和市告示第230号

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を 次のように定める。

平成29年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年大和市告示第180号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、」を削る。

第6条ただし書中「省略させる」を「省略する」に改め、同条第3号中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。以下同じ。)」に改める。

第8条第2項中「次の」を「、次の」に改め、同項ただし書中「本市の」を「本市が」に、「省略させる」を「省略する」に改め、同項第3号中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第9条第2項中「次の」を「、次の」に改め、同項ただし書中「省略させる」を「省略する」に改め、同項第3号中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。